

幸手市共通商品券交付のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に支援を必要とし総合支援資金特例貸付（再貸付）の決定を受けた世帯を対象に、幸手市内でご利用いただける商品券 5,000 円分を交付いたします。

対象者

令和3年9月30日現在において、次の全てに該当する世帯を対象とします。

- （１）幸手市内在住であること
- （２）総合支援資金特例貸付（再貸付）の申請を行い、決定となった世帯であること
- （３）生活保護の申請や受給をしていないこと

申請方法

本会窓口で貸付の申請を行った方

対象者に対して郵送により通知いたしますので、希望者は通知を持参のうえ、記載されている期間内に本会窓口まで商品券を受け取りにご来所ください。

（詳細については、通知にてご案内いたしますので、ご確認をお願いいたします。）

市外で貸付の申請を行い、その後幸手市内に転居してきた方

本会窓口にて、申請書と併せて生活福祉資金貸付決定通知書及び世帯全員の住民票（続柄記載、マイナンバー不要）を、10月1日（金）から11月30日（火）までの期間で提出をお願いします。（申請書は、本会の窓口でご用意しています。また、ホームページからもダウンロード可）

※この事業は、赤い羽根共同募金の助成を受け、実施しています。